

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勅書発印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ペラウイ	国道一号線南ルクル橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	国道一号線南ルクル橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	883,000千円 H26.3.31まで	H22.2.17 リロンダ クエデ (同日)	日本側 野呂元良在ペラウイ大使 イライ側 ケン・カンド ペラウイ側 大臣 ド財務大臣	H22.3.4 92号
ペラウイ	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	660,000千円 H23.2.28まで	H22.2.17 リロンダ クエデ (同日)	日本側 野呂元良在ペラウイ大使 イライ側 ケン・カンド ペラウイ側 大臣 ド財務大臣	H22.3.4 93号
ペラウイ	森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,700,000千円 H23.3.31まで	H22.5.7 リロンダ クエデ (同日)	日本側 松本洋在ペラウイ臨時代理大使 ケン・カンド ペラウイ側 大臣 ド財務大臣	H22.5.24 259号
ペラウイ	グラントイヤ市道路網整備計画(第二次)の実施するための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	グラントイヤ市道路網整備計画(第二次)を実施するために必要な生産物及び役務の購入	899,000千円 H25.10.31まで	H22.6.2 リロンダ クエデ (同日)	日本側 野呂元良在ペラウイ大使 イライ側 ケン・カンド ペラウイ側 大臣 ド財務大臣	H22.6.15 293号
ペラウイ	ペラウイ警察楽器整備計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	ペラウイ警察楽器整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	34,800千円 H25.6.30まで	H22.6.25 リロンダ クエデ (同日)	日本側 野呂元良在ペラウイ大使 イライ側 ケン・カンド ペラウイ側 大臣 ド財務大臣	H22.7.12 333号
ペラウイ	気候変動による自然災害対処能力向上計画に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 H23.3.31まで	H22.7.28 リロンダ クエデ (同日)	日本側 松本洋在ペラウイ臨時代理大使 ケン・カンド ペラウイ側 大臣 ド財務大臣	H22.8.12 373号
ペラウイ	中等学校改善計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	中等学校改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,198,000千円 H24.2.28まで	H22.8.31 リロンダ クエデ (同日)	日本側 野呂元良在ペラウイ大使 イライ側 ケン・カンド ペラウイ側 大臣 ド財務大臣	H22.9.14 414号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。